

## 審査基準整理票

処 分 名	会議室等の使用の許可		
根 拠 法 令 名	大津市市民活動センター条例	(条項) 第4条第1項	
基 準 法 令 名	大津市市民活動センター条例 大津市市民活動センターの管理運営に関する規則 大津市暴力団排除条例	(条項) 第4条第3項 (条項) 第4条 第8条	
所 管 部 署	指定管理者：特定非営利活動法人エイチシーシーグループ (所管：市民部自治協働課自治協働係)		
標 準 処 理 期 間	7 日	法定処理期間	— 日
<p>【審査基準】 ・文書の名称【 】          ・掲載図書等【 】          ・内 容 ■全部記載 □一部・項目のみ記載</p> <p>大津市市民活動センター条例第4条第3項各号又は大津市暴力団排除条例第8条に規定する暴力団を利すると認めるときに該当しないことを基準とし、同項第3号に規定する「その他センターの管理上支障があると認められるとき。」とは、大津市市民活動センターの管理運営に関する規則第4条各号に規定する事項を遵守しないおそれがあると認められるとき。</p> <p>【根拠法令】  <b>「大津市市民活動センター条例」</b>          (使用の許可)</p> <p>第4条 センターの大会議室、中会議室、小会議室、スモールオフィス（市民公益活動に係る事務を行うための施設をいう。以下同じ。）又は別に定める附属設備（以下「会議室等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ、第8条の規定に基づきセンターの管理を行う者（以下「指定管理者」という。）に申請し、使用の許可を受けなければならない。この場合において、指定管理者は、会議室等の管理上必要があると認めるときは、使用の許可について必要な条件を付すことができる。</p> <p>【基準法令】  <b>「大津市市民活動センター条例」第4条</b></p> <p>3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、会議室等の使用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。          (2) 会議室等の施設又は設備を汚損し、又はき損するおそれがあるとき。          (3) その他センターの管理上支障があると認められるとき。</p> <p><b>「大津市市民活動センターの管理運営に関する規則」</b>          (入館者の遵守事項)</p> <p>第4条 センターの入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) センターの施設又は設備等を汚損し、又はき損しないこと。          (2) 許可を受けずに、物品を展示し、又は印刷物、ポスター等を配布し、若しくは掲示しないこと。          (3) 他の入館者に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。          (4) 使用した設備、備品等を原状に復し、清掃すること。          (5) その他係員の指示に従うこと。</p>			

## 大津市暴力団排除条例

(市の公の施設の使用における措置)

第8条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設の使用の許可の申請があつた場合又は当該公の施設の使用の許可をした後において、当該使用が暴力団を利用すると認めるときは、当該公の施設の使用の許可又は許可の取消しについて定める他の条例の規定による場合のほか、当該使用を許可せず、又は当該使用の許可を取り消すことができる。この場合において、当該不許可又は許可の取消しの処分は、当該公の施設の使用の許可又は許可の取消しについて定める当該他の条例の規定に基づいてなされた処分とみなす。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。